議長

定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年度 2 月第 2 4 回総会を開会いたします。 開会時間は午後 1 時 3 0 分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条による、農地利用最適化推進委員の出席でありますが、緊急事態宣言下の観点から、農地利用最適化推進委員の出席を自粛していただいておりますので農業委員のみの出席です。本日は議席番号2番「根岸富夫委員」より欠席の連絡、議席番号8番「吉野勝巳委員」より遅刻の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号9番「權田正一」委員、10番「安藤和広」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、「申請人より農地法第3条の 規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の移動のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。3条の案件の許可権者は農業委員会会長になりますので、この総会で許可決定しますと、所有権の変更ができることになります。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について説明)

本案件につきまして補足説明いたします。

農地を取得するには「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件になります。

今回の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については大河地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることからこの2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

1番横田委員

1番横田が報告いたします。2月22日9時から農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。現地は柿の木が10本ほど植わっており、受人にも確認したところ取得後は柿を収穫し直売所で売る予定だそうです。受人の経営農地につきましてはビニールハウスが33棟あり、主に菊、クジャクソウが栽培してありますが、いずれも適正に管理、栽培されておりますので報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺いま す。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いた します。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願い します。

事務局

はい。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地 法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について補足説明いたします。

まず、本申請事由に記載されていた太陽光発電施設の場所ですが、案内図をご覧ください。点線で囲ってある部分が、太陽光事業計画地です。総面積は56,010㎡で申請事由にもありましたとおり、事業地の事業地のほとんどは山林です。パネルを張る山林は傾斜地であり、付帯施設である調整池やパネルの仮置き場として使うには不向きのため、隣接する農地を転用し、付帯施設用地として利用する計画をしています。

今回の申請人である A 社は、平成 3 0 年設立され、太陽光、風力、バイオマス、水力等の 自然エネルギーを利用した発電業務及び電力の販売、運営をしています。

本申請について、工事資金は全額B社からの融資で賄われており、融資証明と預金の残高 証明書が添付されていることを申し添えます。

また、本申請地を含む経済産業省の認定に係る資料、農地には抵当権が設定されておりますので抵当権者の同意書、隣接耕作者の同意書も添付されております。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種 農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく お願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

11番青木委員

11番青木が報告します。2月22日9時から農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。現地は柿の木が5本、桃の木が数本植えられており、草刈り、管理をされており、一部遊休農地になっています。裏山の太陽光のための付帯施設をつくるとのことです。地元の話によると資材置場とすると聞いているとのことです。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

10番安藤委員

はい。

議長

はい。安藤委員。

10番安藤委員

10番安藤です。いくつか質問があるのですが、ひとつめは申請人である合同会社の株主情報があれば教えてください。ふたつめは、山林の中で付帯施設を賄うことはできないのでしょうか。山林のほうもかなりの面積があるかと思うのですが、どうしてもこの農地が必要なのでしょうか。必要性がわからないです。

議長

事務局いかがですか。

事務局

事務局です。まずひとつめの質問についてですが、申請者は合同会社ですので株主情報はありません。ふたつめの質問については、申請前にも確認しましたが、会社が計画する中で山林だけでは賄えないということで今回の申請に至りました。以上です。

議長

ありがとうございました。ほかにありますか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(多数举手)

議長

賛成多数ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。 た。

それでは、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして申請番号2番につきまして説明いたします。

(申請番号2番について説明)

本申請について補足説明いたします。

本申請は令和2年6月に本総会で可決承認され、12月町で除外が決定された案件です。 除外が決定し白地になりましたので、この度農地転用を申請されました。

本申請について工事資金は全額融資で賄われており、金融機関の融資内定通知書が添付されています。

また、隣接耕作者の同意書、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。 なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種 農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田下委員

4番田下が報告します。2月19日農業委員4名、推進委員3名、計7名で現地調査を行いました。現地は草刈管理されており杭も確認できました。水利組合の同意書も添付されておりました。この地区は集落排水はないそうです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございまし た。

日程4、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について、「小川町長から、農用地利用集積計画について承認を求められたのでその承認を求める」とのことです。

小川町では通常の農家さんが行う利用権設定のほかに、H30年度より農家以外の方が1000㎡までの農地を基盤強化促進法で設定できる制度を設けました。今年はその2年目に当たります。この制度は期限を1年と限定し利用権設定を行えるもので、去年は1件の申し出がありました。今回はその1件が再設定、またほかに新規1件の申し出がありましたのでご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について説明)

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端委員

6番田端が報告します。2月20日9時に農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査を行いました。現地は耕耘がしてあり管理されていました。受人に電話できいたところ、春になったらまた植える予定とのことです。この方はほかの場所も相対で借りて頑張ってますので問題はないかと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺いま す。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。 た。

それでは、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして、申請番号2番について説明します。

(申請番号2番について説明)

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番原川委員

3番原川が報告します。2月21日8時から農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地 調査を行いました。現地は麦等が耕作されており、すでにやっておりました。問題ないと思 います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺いま す。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

議長

つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことであります。

(申請番号1番から順に読み上げる)

申請番号3番について補足説明させていただきます。

通常の農地改良は小規模なもの(1000 ㎡未満)で工期が1 カ月以内のものについては届出でよいことにされています。本日お配りしました資料「農地改良の取取扱い」をご覧下さい。私が今説明したのはこの表の一番右側、「農地法規定外による届出」というものです。こちらは市街化区域内外を問わず、要件を満たせば届出でよいというものです。要件につきましては表の一番左にある①1000 ㎡未満、②工期1 カ月以内、③表土は良質土(農地として使うため)、④地区全体の営農環境に影響を及ぼさない。という4 要件を満たすものとされています。

今回の申請番号3番の申請につきましては、面積は3000㎡を超えており、また工期が6か月となりますので4要件には該当しませんでしたので、「農地法規定による届出」の手続きとなります。4要件を満たさなければ通常の農地転用と同様の手続きとなりますが、今回は市街化区域でしたので4条の届出となりました。また、農地改良後は農地として耕作を予定していますので、工事期間のみの一時転用となります。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、日程 6、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程いたします。今月は 4 件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことであります。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和 2 年度 2 月第 2 4 回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後 2 時 4 5 分です。